令和５年

# 第８回　農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

# 第８回　農業委員会議事録

| | |
|---|---|
| 訓子府町告示の日 | 令和５年８月１７日 |
| 訓子府町招集通知の日 | 令和５年８月１７日 |
| 農業委員会開催場所 | 訓子府町役場２階　議会委員会室 |
| 農業委員会開催日時 | 令和５年８月２５日(金)　午後５時 |
| 農業委員定数 | １４名 |

出席委員

| | | |
|---|---|---|
| １．細　川　孝　雄 | ２．久　積　隆　志 | ３．佐々木直幸 |
| ４．佐　藤　浩　基 | ５．山田恵美子 | ６．川　脇　健　一 |
| ７．齊　藤　博　行 | ８．小　松　寿　治 | ９．林　　浩　幸 |
| 10．髙　橋　茂　樹 | 11．泉　　愉　美 | 12．山　本　拓　志 |
| 13．近　藤　　覚 | 14．古　沢　栄　一 | |

欠席委員

署名委員

５．山田恵美子　　６．川　脇　健　一

事務局職員

事務局長　今　田　和　則
業務係長　髙　内　淳　次

提出議案

| | |
|---|---|
| 議案第１号 | 土地の現況証明について |
| 議案第２号 | 農地法第１８条第６項の規定による通知について |
| 議案第３号 | 農地法第３条の規定による許可申請について |
| 議案第４号 | 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告第１号 | 農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について |

| | |
|---|---|
| 今田局長 | 令和５年第８回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。<br>――細川会長挨拶―― |
| 今田局長 | これより、会議規則第５条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願いいたします。 |
| 議　　長<br>(細川会長) | ただいまから令和５年第８回農業委員会を開会いたします。<br>ただちに、本日の会議を開きます。<br>事務局より「諸般の報告」をお願いします。 |
| 今田局長 | ご報告を申しあげます。<br>本日の出席委員数は１４名全員の出席であります。 |
| 議　　長 | 本日の議件は議案が４件、報告が１件でございます。本日の議事録署名委員は５番山田委員、６番川脇委員にお願いします。 |
| | ――議案第１号―― |
| 議　　長 | 議案第１号を上程いたします。事務局説明願います。 |
| 高内係長 | 議案第１号について説明いたします。<br>申請は２件でございます。<br>（以下２件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。） |
| 高内係長 | 現地確認につきましては、番号１番は８月８日に、番号２番は８月１０日に担当委員及び事務局で確認しており、その詳細は配布されております現地確認調書のとおりとなっております。<br>なお、番号１番の土地は、元は訓子府土地改良区の所有地で、このたびその一部が分筆され、隣接者が所有することとなり、畑として利用していることから畑として判断し地目変更するものとなります。番号２番の２筆については、土地に倉庫等の建物が建設されていることから宅地、もう１筆は現況から雑種地として判断し地目変更するものとなります。<br>説明については以上です。 |
| 今田局長 | 土地の現況証明について補足説明をいたします。現況証明とは、登記簿上の田、畑、牧場の地目をそれ以外に変更する場合、法務局に申請する際に必要となり、行政サービスの一環として行っているものであります。ただし、法的に定められた証明書ではないため、これをもって非農地となる訳ではありませんのでご注意願います。補足説明は以上です。 |
| 議　　長 | それでは審議に入ります。<br>１件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ２件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | 以上２件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。 |
| | ――議案第２号―― |
| 議　　長 | 議案第２号を上程します。事務局説明願います。 |
| 高内係長 | 議案第２号について説明いたします。<br>通知は５件でございます。<br>（以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。）<br>番号１番についてですが、現在、賃貸人の農業者年金経営移譲年金の一部が支給停止となっており、年金を再開させるには令和２年に契約をした農用地利用集積計画について、実際に畑として利用できる面積は全て賃貸借しなければ再開できないと農業者年金基金に確認しましたことから、改めて面積を変更した賃貸借の農用地利用集積計画を議案第４号で申請するため、今までの賃貸借の契約を解約するものとなっております。<br>また、番号２番から５番については、親子間で贈与をすることに伴って使用貸借契約を解約するものとなります。<br>説明については以上です。 |
| 今田局長 | 引き続き農地法第１８条第６項について補足説明いたします。<br>農地の賃貸等を解約する場合は、基本的に知事の許可が必要になりますが、出し手・受け手双方が合意して解約した場合は、知事の許可は必要とせず、農業委員会に通知することとしており、通知があった場合は農業委員会総会にて報告することとなっております。<br>農業委員会として確認する事項としましては、合意解約の成立日から引渡しの日までの期間が６か月以内であるかどうかとなっておりますのでよろしくお願いいたします。補足説明は以上です。 |
| 議　　長 | それでは審議に入ります。<br>１件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ２件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ３件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ４件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ５件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | 以上５件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。 |

| | |
|---|---|
| | ――議案第３号―― |
| 議　　長 | 議案第３号を上程いたします。今回、審議していただく農地法第３条の規定による許可申請は９件となっております。事務局説明願います。 |
| 高内係長 | 議案第３号について説明いたします。<br>今回は９件の申請ですが、番号１番から番号４番までが売買、番号５番から番号８番までが贈与、番号９番が賃貸借となっております。<br>（以下９件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。）<br>番号１番から番号４番の売買については、それぞれ耕作地内に町が所有する土地があるため払い下げについての申し出があり売買の申請をされたものとなっております。<br>番号５番から番号８番の贈与については、議案第２号でもご説明させていただきましたとおり親子間での贈与をするため申請されたものです。<br>番号９番の賃貸借については、同一の方にて令和５年８月２５日まで農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画にて賃貸借をされていたものですが、期間満了となり、今回は農地法にて賃貸借を継続するため申請されたものとなっております。<br>また今回審議していただく本件は、農地法第３条第２項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間１５０日以上の農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。<br>説明については以上です。 |
| 今田局長 | 引き続き農地法第３条について補足説明です。農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借を行う場合は農業委員会の許可を受けなければならないことになっており、許可を受けない売買等は法的に無効となりますのでよろしくお願いいたします。 |
| 議　　長 | 審議の前に、担当委員からご意見があれば伺います。１件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 古沢委員 | 特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| 齊藤委員 | 番号１番から番号４番の売買についてですが、どのような土地になりますか。また、価格の根拠についてはどのようになっていますか。 |
| 今田局長 | 番号１番から番号４番までの土地は町有地になっております。<br>町有地の売買については町の建設課が申請窓口になっており、価格については建設課が固定資産税評価額を根拠に算定しております。 |
| 議　　長 | その他に何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ２件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 小松委員 | 特に問題ありません。 |

| | |
|---|---|
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ３件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 佐々木委員 | 特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ４件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 古沢委員 | 特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ５件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 久積委員 | 特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ６件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 山本委員 | 特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ７件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 山本委員 | 柏丘は特に問題ありません。 |
| 近藤委員 | 福野についても特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ８件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 川脇委員 | 開盛は特に問題ありません。 |
| 久積委員 | 豊坂についても特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ９件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 |
| 川脇委員 | 特に問題ありません。 |
| 議　　長 | それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 |
| | ――ありませんの声―― |
| 議　　長 | 以上９件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。 |
| | ――議案第４号―― |
| 議　　長 | 議案第４号を上程します。事務局説明願います。 |
| 高内係長 | 議案第４号について説明いたします。<br>申請は売買１件、賃貸借１件の２件ございます。<br>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) |
| 高内係長 | 番号１番の売買については、譲受人が畑地化促進事業に申請し、採 |

| | |
|---|---|
| | 択を受けたことにより、その土地について所有権をもつことが必要となるため早期買入をするものとなっております。番号２番については、議案第２号で説明させていただいたとおり、農業者年金経営移譲年金の一部を再開するために改めて賃貸借の農用地利用集積計画を作成するものとなっております。<br>説明については以上です。 |
| 議　　長 | それでは審議に入ります。<br>１件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | ２件目について、何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | 以上２件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。 |
| | ――報告第１号―― |
| 議　　長 | 報告第１号について、事務局説明願います。 |
| 高内係長 | 報告第１号について説明いたします。<br>届出は１件でございます。<br>（以下議案により説明。） |
| 高内係長 | 説明については以上です。 |
| 今田局長 | 引き続き補足説明になりますが、農地法第３条の３第１項の規定については、「相続」、「法人の合併・分割」、「時効」等による農地法の許可を経ないで権利を取得した場合、農業委員会に届出をしなければならないこととなっており、届出があった場合は農業委員会総会にて報告することになりますのでよろしくお願いいたします。 |
| 議　　長 | 報告第１号について何か質問ございませんか。<br>――ありませんの声―― |
| 議　　長 | 疑義が無いようなので、報告第１号を終わります。<br><br>以上で本日の議件を全部終了いたしました。 |

上記会議の顛末を記録し議事録とする。
令和５年８月２５日
訓子府町農業委員会
会 長　細 川 孝 雄

議長

署名委員　５番

署名委員　６番